# 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名:株式会社サトイ設計工務

住所:埼玉県志木市館2-1-6-304

2.指名停止措置期間 自 令和6年3月22日 1ヶ月

至 令和6年4月21日

#### 3. 事実概要

株式会社サトイ設計工務は、千葉県船橋市内の民間工事において、特定建設業の許可を有していないにも関わらず、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。 このことは、同法第16条第2号の規定に違反し、同法第28条第1項本文に該当する。

また、同工事にて、同法第3条第1項の許可を受けないで建設業を営む者と、政令で定める金額以上となる下請契約を締結したことは、同法第28条第1項第6号に該当すると認められるとして、令和6年1月16日、埼玉県知事から監督処分(指示)を受けた。

# 4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第13号に該当する。

## 〈指名停止措置要領別表第2第13号〉

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ

## ○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所 総務部 契約財産管理官 鈴木 一夫 茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564